

鳥取県告示第 533 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口波多字芝途421の1、421の2、字下田山422、字ヨフセ谷426、428、字粟谷436の1、438、439、字芦谷平447の1、450の1、450の2、451、452、454、455、457、458、461、462、字坂ノ谷471から475まで、477、478の1、480、481の2、484の2、485から487まで、489の1、490、492、496、498の1、499から505まで、508、509、511、512、514から516まで、字大谷537の1、540、542、542の1、544の1、545、546の1、547、556、557、565の2、569から571まで、579、583、字上コフヘイ594、595の1、596の1、596の2、599、字ヒジリカ谷600、字東谷603の1、603の2、604、606、609の1、609の2、610、612の1、612の2、字ホソ途616、618、624、字横路ノ上626、字下小谷634の1、634の2、636、638、638の1、639の1から639の3まで、字笹尾650、字津田667から672まで、674、675、677、679の1、679の2、680、681、683、684、685の1、685の3から685の5まで、685の8から685の10まで、685の12から685の23まで、685の25から685の44まで、693の1から693の3まで、698、700の2、703の1から703の3まで、714の2、717、718の2、726、728、729、730の1、730の2、734、738、字向阪744の1、744の4、745の1、748、字北谷750、752から755まで、760、761、768、770、字ミソギ774の1、774の2、777の1、777の2、778

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）